

## ADR法の改正に関するアンケートご協力をお願い

師走の候、皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）は、2007年4月1日に施行され、本年4月に、施行10周年を迎えました。当協会では、同法の施行から5年を経過した2012年4月に、協会内外のADR関係者の皆様のご意見を集約し、提言「ADR法の改正に向けて」を法務大臣宛に提出いたしました。その後法務省に設置された「ADR法に関する検討会」がとりまとめた報告書においては、運用面の改善という角度から当協会の提言の趣旨に沿った施策が提案された点もみられたものの、法改正そのものについては、なお実現に至っておりません。しかし、今般、施行後10年を迎え、改めて、ADR法に改正を要する点がないのかどうか、検討の機運が生じてくることが考えられます。そこで、当協会では、ADR法の下における10年の経験を踏まえた協会内外のご意見に基づき、改めて法改正の必要性及びその内容についての提言をとりまとめることといたしました。

このアンケートは、そうした検討作業のための不可欠の基礎資料となるものであり、皆様には、日々の業務に大変ご多忙のところ、誠に恐縮に存じますが、そうした趣旨をご理解賜り、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。なお、このアンケートの集計結果を踏まえ、明年2月及び3月に予定しております当協会実務情報交換会において、提言の原案をお示しし、協会内外の皆様のご意見を伺ったうえで、新たな提言をとりまとめることを予定しております。

末文ながら皆様の益々のご健勝とご発展をお祈り申し上げますとともに、なお当協会の会員となっていない皆様におかれましては、この機会に、ぜひ会員として当協会の運営にご参画くださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

2017年12月  
日本ADR協会 代表理事  
山本和彦

## アンケート回答要領

### ○ 記入の仕方

#### ① 電子ファイルに直接ご記入される場合

選択肢を選ぶ設問の場合には、その選択肢に囲いを付けるなどの方法でご回答をお願い致します。

コメント等は、枠で囲んだテキストボックス内にご記入下さい。枠が足りない場合には、適宜、テキストボックスを拡大して頂くか、別紙においてご回答下さるようお願い致します。

(例) 問1 提言 1-4. 秘密の取扱いについての規定の整備

#### 【提言】

調停に関連する情報について、手続実施者及びADR事業者の守秘義務を規定することによって、守秘義務の対象となる事項について民事・刑事訴訟における証言拒絶や、捜査機関等第三者からの照会に対する回答の拒絶を可能にするための根拠規定を整備すべきである。

#### 1. 賛成

2. 反対

3. その他

(自由記載) 現状では、手続実施者に対して訴訟で証言が求められた場合などの規律が明確でなく、ADR関与者に大きなリスクがある。

#### ② 紙のアンケート用紙にご記入される場合

選択肢を選ぶ設問の場合には、その選択肢の記号に○を付けるなどの方法でご回答をお願い致します。

コメント等は、枠で囲んだテキストボックス内にご記入下さい。枠が足りない場合には、別紙においてご回答下さるようお願い致します。

### ○ 回答の送付先

① 電子メールで送付される場合：日本ADR協会事務局 (jadra\_sec@shojihomu.or.jp)

② 郵送される場合

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-9-10 茅場町ブロードスクエア 2階  
社団法人商事法務研究会 内 財団法人日本ADR協会事務局

### ○ 回答の期限

2018年1月22日までにご回答を頂けましたら幸いです。

### ○ お問合せ先

日本ADR協会事務局 (jadra\_sec@shojihomu.or.jp)

(本件担当者： ADR調査企画委員会・同ADR法制問題小委員会 委員 垣内 秀介)

## ADR法の改正に関するアンケート

### 1. 当協会 2012 年提言について

以下では、当協会 2012 年提言についての賛否を伺います。それぞれの提言項目につき、あてはまる選択肢をお選びください。また、特にご意見がある点については、自由記載欄にその内容をご記入ください。

なお、各提言項目の提案趣旨、検討経緯等につきましては、当協会の「提言『ADR法の改正に向けて』」(<http://japan-adr.or.jp/teigen.pdf>)をご参照いただけましたら幸いです。また、2014年3月に公表された「ADR法に関する検討会 報告書」と当協会の提言内容との関係につきましては、同じく「ADR法に関する検討会報告書について」(<http://japan-adr.or.jp/ADRKentokai201411.pdf>)をご参照ください。

#### 問1 提言 1-1-1. ADR と裁判手続等との関係に関する理念の明確化

##### 【提言】

ADR と裁判手続との関係、また、民間型 ADR と民事調停等の司法型 ADR 及び行政型 ADR の関係について、両者が紛争解決の手段として互いに対等の関係にあることを規定上明確化する。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

--

問2 提言 1-1-2. ADR の利用促進のための国の責務の明確化

【提言】

ADR 利用者の利便性の向上を図るため、ADR の担い手の資質の向上や、裁判所その他の国家機関、地方公共団体等と ADR との適切な連携のために必要な措置を講ずることについての国の責務を、規定上明確化する。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

問3 提言 1-2. ADR に関する指導的な諸原則（行動目標）についての規定の整備

【提言】

法律に規定を設ける必要はない。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

問4 提言 1-3. 調停人・手続についての基本的なルールの整備

【提言】

法律で、調停人の数、選任方法、手続の進行方法、終了事由等に関する任意規定を設けることは、適切でない。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

問5 提言 1-4. 秘密の取扱いについての規定の整備

【提言】

調停に関連する情報について、手続実施者及び ADR 事業者の守秘義務を規定することによって、守秘義務の対象となる事項について民事・刑事訴訟における証言拒絶や、捜査機関等第三者からの照会に対する回答の拒絶を可能にするための根拠規定を整備すべきである。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

問6 提言 2-1. ADR の担い手育成の理念の明確化

【提言】

ADR の担い手が目標とすべき能力、倫理等に関する規定を法律に置く必要はない。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

問7 提言 2-2. 手続実施者以外の ADR の担い手(事務局スタッフや手続に関与する専門家など)についての規定の整備

【提言】

法律に規定を設ける必要はない。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

問8 提言 3. 弁護士法 72 条の規律の緩和

【提言】両論併記

A 案 認証紛争解決事業者以外の者による ADR の場合についても、弁護士法 72 条違反とならない場合があることを明確化する規定を設けるべきである。

B 案 現行法の規律を維持すべきである。

1. A 案に賛成
2. B 案に賛成
3. いずれにも反対
4. その他

(自由記載)

問9 提言 4. 認証手続の簡素化

【提言】

認証時及び認証後の提出書類を簡素化すべきである。具体的には、認証時における役員に関する書類の簡素化、役員交代など認証後に各種の事情変更が生じた際の提出書類の簡素化、官庁間での情報共有による重複提出の解消などが考えられる。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

問10 提言 5. 認証の実体的要件

【提言】両論併記

A 案 現行法の規律を維持する。

B 案 弁護士の助言に関する要件（法 6 条 5 号）を緩和すべきである。

1. A案に賛成
2. B案に賛成
3. いずれにも反対
4. その他

(自由記載)

問11 提言 6-1. 裁判所等による ADR 利用の勧奨

【提言】

訴訟事件、民事・家事の調停事件その他の事件が係属する裁判所、または、事件の係属する行政型 ADR 手続の主宰者は、適当と認めるときは、事件の性質に応じて適当と認められる ADR 機関において和解交渉をすることを、当事者に対して勧めることができるものとする旨の明文規定を設けるべきである。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

問12 提言 7. ADR における和解合意に対する執行力の付与

【提言】

ADR における和解合意に対して、当該認証 ADR 機関の選択により、裁判所の執行決定による執行力の付与を可能とすべきである。

執行力付与が可能な ADR 機関において、執行力を伴う条項を含む和解合意をする際には、当該条項に関して当事者が執行を受諾する旨の文言を要求することにより、強制執行の可能性についての当事者の意思を確認するものとすべきである。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

問13 提言 8-1. ADR に関する広報の充実

【提言】

ADR の普及啓発のため、法テラスと同様にテレビ、ラジオ、新聞などを通じた広報活動を実施するほか、法務省トップページからかいけつサポートへのリンクを張るなどのインターネット上の情報提供、裁判所におけるパンフレットの配布など、広報を一層強化すべきである。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

問14 提言 8-2-1. 法テラスの ADR 紹介機能の強化

【提言】

法テラスによる ADR 紹介を促進するため、コールセンターのオペレーターを対象とした研修を実施するなどの形で、ADR 機関と法テラスとの連携を強化すべきである。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

問15 提言 9. ADR 機関の財政支援のための予算措置

【提言】

ADR 機関の財政支援のため、国として何らかの予算措置を講じるべきである。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

問16 提言 10. ADR 利用促進のための国側の体制の強化

【提言】

ADR 利用促進に関する国としての施策の実施体制を強化するため、例えば内閣として ADR 利用促進計画を閣議決定するなどの措置をとるべきである。

1. 賛成
2. 反対
3. その他

(自由記載)

## 2. その他の事項について

問17 当協会 2012 年提言に掲げられている事項のほか、ADR 法に関して、運用上の問題点や改善の必要性を感じている点がありますか。「ある」とお答えの場合には、その内容を自由記載欄にご記入ください。

1. ある
2. ない
3. その他

(自由記載)

問18 当協会 2012 年提言に掲げられている事項のほか、ADR 法に関して、改正の検討が必要だとお感じの点がありますか。「ある」とお答えの場合には、その内容を自由記載欄にご記入ください。

1. ある
2. ない
3. その他

(自由記載)

### 3. 貴機関のADR手続について

※ ADRを実施されていない場合には、お答えいただかなくて結構です。

問19 設立及びADR事業開始時期

設立:      年   月
ADR事業開始:      年   月

問20 設立団体または事業実施主体

--

問21 ADRが対象とする紛争の種類・内容

--

問22 ADR認証取得の有無及び時期につき、当てはまるものをお選びください。

1. 認証を取得している
2. 現在は認証を取得していないが、今後取得する可能性がある
3. 認証を受ける予定はない

1の場合:取得年月      年   月
2の場合:その理由

問23 ADR 事業の実績及び課題について、当てはまるものをお選びください（複数選択可）。また、これらに関連して貴機関が課題と感じられていることがあれば、ご自由にお書きください。

1. 当初予測していた件数を上回り、多くの申立がある
2. 問い合わせや相談の件数に比べ、申立件数は少ない
3. 申立があっても取り下げられたり、相手方が応諾しなかったりという場合が多い
4. 応諾されたが和解が成立しない場合が多い
5. 申立・応諾・和解成立のどの段階でも特に問題はない

課題:

問24 ADR 事業の財務基盤について、当てはまるものをお選びください（複数選択可）。また、これらに関連して貴機関が課題と感じられていることがあれば、ご自由にお書きください。

1. ADR 事業単体で利益が出ている
2. ADR 事業単体で収支相償できている
3. 他の事業から ADR 事業に補填している
4. 上部団体等から補助を得ている
5. 組織にとって ADR 事業が負担になっている

課題:

※ アンケート項目は以上です。ご協力誠にありがとうございました。